四十二）

二）

例（第六十八条の六十二の二）

十八条の六十三の二）

第六十八条の六十五）

十八条の六十九）

第六十八条の七十六）

を「第八節　その他の特例（第六十六条の

条の八十五）

計算の特例（第六十八条の八十六）

八・第六十八条の八十八の二）

八十九）

第六十八条の八十九の三）

十八条の九十三）

（第六十八条の九十三の二―第六十八条の九十三の五）」

十一第六十八条の六）に改める。

第二条第二項第十号の四中「連結親法人」を「通算親法人」に改め、同項第十号の五中「連結子法人」を「通算子法人」に改め、同項第十号の六中「連結法人」を「通算法人」に改め、同項第十号の七中「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改め、同項第十九号を削り、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号の三を同項第十八号とし、同項第二十二号の二から第二十二号までを削り、同項第二十二号の二を同項第二十一号とし、同項第二十二号の三を削り、同項第二十三号を同項第二十二号とし、同項第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十六号の二を同項第二十六号とし、同項第二十七号の二を削り、同項第二十八号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改める。

第二条の二第三項中「第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八」を「第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四」に改める。

第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項及び第九条の二第四項中「及び第八十一条の十四第一項」を削る。

第九条の三の二第七項中「（以下「調整対象所得税相当額」という。）」及び「と、同法第八十一条の十四第一項中「を除く」とあるのは「（調整対象外国税相当額を除く。）を除くものとし、当該連結法人が交付を受ける上場株式等の配当等に係る調整対象所得税相当額を加える」と、同法第八十一条の十五の二第一項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「金額（」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額（」を削る。

第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項中「、第八十一条の十五の二第一項」を削る。

第九条の七第一項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削る。

第十条第七項第七号中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

第四十条第四項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第四十条の四第一項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改め、同条第二項第二号ハ(1)及び第三号ハ(1)中「、第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人」を削り、同条第十三項中「第四条の六第二項及び第四条の七」を「第四条の二第二項及び第四条の三」に改める。

第四十条の七第一項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改め、同条第十四項中「第四条の六第二項及び第四条の七」を「第四条の二第二項及び第四条の三」に改める。

第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項中「及び第八十一条の十四第一項」を削る。

第四十二条の四第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項中「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、同項第一号中「から同日」を「（以下この号において「設立日」という。）から当該設立日」に改め、「こと」の下に「（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度終了の日を含む事業年度が当該他の通算法人の設立日から当該設立日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当しない場合を除く。）」を加え、同項第二号中「限る」を「限るものとし、当該法人が通算法人である場合には当該法人の法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額を除く。以下この号において「純損失等の金額」という」に改め、「こと」の下に「（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度（当該法人に係る通算親法人の前項に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日に終了する事業年度終了の時において純損失等の金額がある場合を含む。）」を加え、同条第四項中「ものを」を「もの（通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人である法人を含む。）を」に、「で」を「（当該農業協同組合等が通算親法人である場合には、他の通算法人の全てが中小企業者に該当するものとして政令で定めるものに限る。）で」に改め、同条第十一項を削り、同条第十三項中「又は第七項」を「、第七項又は第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十二項中「又は第七項」を「、第七項又は第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十項を同条第二十一項とし、同条第九項を同条第二十項とし、同条第八項第二号イ中「並びに第四十二条の十二の五の二第二項」を「、第四十二条の十二の五の二第二項並びに第四十二条の十四第一項」に改め、同項第三号中「及び第十一項」を削り、同項第五号中「開始の日前三年以内に開始した各事業年度」を「（第八項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度）開始の日の三年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度」に改め、「当該適用年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度（以下この号において「三年以内連結事業年度」という。）にあつては当該三年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額とし、」及び「（三年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該三年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）」を削り、「場合には」を「場合には、」に改め、「とする。」を削り、「を当該三年以内」を「を当該期間内」に改め、「（三年以内連結事業年度の数を含む。）」を削り、「をいう」を「（同項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度開始の日が当該通算法人の設立の日である場合のうち政令で定める場合には、零）をいう」に改め、同項第八号中「その他」を「、基準年度において通算法人に該当することその他」に改め、同項第十一号中「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に次の十一項を加える。

8　通算法人に係る第一項又は第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　通算子法人（当該通算子法人に係る通算親法人の第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）については、第一項中「事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「事業年度」と、第四項中「、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く」とする。